

「第5期串間市障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」 に関する意見募集について

串間市では、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、平成30年4月から平成33年3月までの3年間を計画期間とする「第5期串間市障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」（以下「両計画」と言う。）を策定いたします。

つきましては、串間市パブリックコメント実施要綱に基づき、この両計画（素案）に対する市民の皆さまのご意見を募集します。

※両計画の主な内容につきましては、各種障がい福祉サービス（ホームヘルプサービスやグループホーム利用等）の見込量とサービスの提供体制について定めるものです。

1 閲覧資料及び意見書様式

- ① 「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」
- ② 意見・情報提出書（様式第1号）

2 閲覧場所

串間市総合保健福祉センター1階、串間市役所各支所、市ホームページ

3 閲覧・意見書提出期間

平成30年2月1日（木）から平成30年3月2日（金）まで

4 意見書提出の方法、提出先等

◎持参の場合

串間市福祉事務所自立支援係（串間市総合保健福祉センター内①番窓口）

◎郵送の場合

〒888-0001

串間市大字西方9365番地8 串間市福祉事務所自立支援係

◎電子メールの場合

shougai@city.kushima.lg.jp

◎ファックスの場合

0987-72-0310

4 問い合わせ先

串間市福祉事務所 自立支援係 TEL：0987-72-1123（内線502）